

あなたは大丈夫？ 国税庁が狙う『見えない海外資産』の申告漏れ

01.

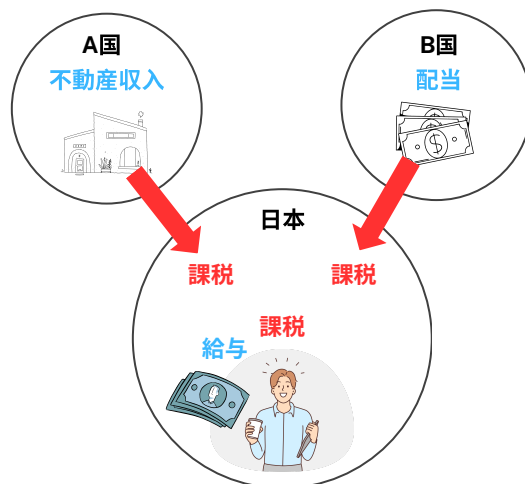
海外に賃貸用の不動産などを持っているけど、その国で税金を支払っているから日本では何もしなくてよいよね？



その考え方、間違いです！

「全世界所得課税」と言って、日本の居住者は、その所得が日本で得たものか海外で得たものかを問わず、**全世界で得た所得がすべて日本で課税の対象**となります。

給与、事業、利子や配当、不動産賃貸収入、資産の譲渡益など、あらゆる所得が対象になるので、たとえ海外で得た収入で、海外で税金を支払っていたとしても、日本で申告・納税義務があります。



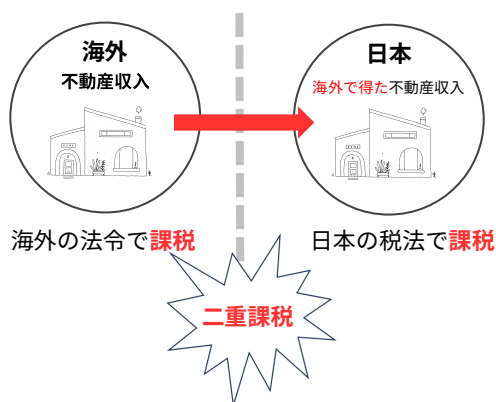
02.

海外で税金を取られているのに、日本でも税金を支払わなければいけないの！？

そのとおりです！
ただし、二重に課税されることはありません。



いわゆる「二重課税」という問題です。
これを回避するために、FTC（外国税額控除）という制度があります。
外国税額控除とは、その年に外国で支払った所得税相当額について、日本の所得税から一定限度まで差し引くことを認める仕組みです。



03.

海外の資産や所得を日本で申告しなければならないことは知っているけど、海外の資産なんて、日本でバレないんじゃないの？



その考え方も、間違いです！

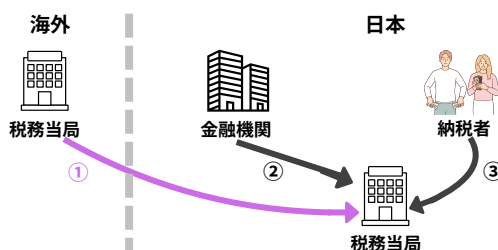
今は、下記の「3点セット」で、国外資産も税務当局が把握しています（情報の透明化が進んでいます）。

① 「租税条約等に基づく情報交換」
⇒ 海外の税務当局から入手

② 「国外送金等調書」
⇒ 日本国内の金融機関から入手

③ 「国外財産調書・財産債務調書」
⇒ 納税者から入手

特に最近では、CRS（共通報告基準）により、海外の税務当局から入手した情報をもとに日本の税務当局が課税漏れを把握するようになっています。



あなたは大丈夫？ 国税庁が狙う『見えない海外資産』の申告漏れ

04.

海外に色々な資産を持っているけど、
具体的にどのようなリスクや問題がでくるの？

これからは、色々なことにご注意ください！



さまざまな分野で国際的な税務リスクがでてきます。あなたも、何か思い当たることがあるかもしれませんよ！？

1 海外に賃貸の不動産を買ったと、日本の税金を節税できるって本当？

現在は、節税が不可能です！

税制改正により、2021年から海外不動産の償却費による節税ができなくなりました。
2020年以前は、海外不動産の償却費によって損失が発生した場合、
日本の給与所得などと損益通算が可能で、節税対策となっていました。
このように以前は可能だった節税対策も、改正により変わっていく可能性があります。

2 外国法人の非上場株式を持っているけど、配当はないから、わたしの所得には関係ないよね？

いえ、とても重要なポイントです！

その外国法人の株式が、ご自身やご家族、その他日本国内に居住している者によって50%以上保有されている場合など、タックスヘイブン税制（CFC税制）に該当する可能性があります。
たとえ配当をもらっていないくても、法人に利益が出ていた場合、「みなし給与」として日本で課税される可能性があります。

3 日本に住んでいても、海外での相続手続きが必要って本当！？

本当です！

特に海外に財産を保有している人が亡くなると、日本だけでなく海外でも相続手続きが必要になります。
日本に住んでいるからといって海外相続と全く無関係ではありません。
アメリカ、香港などの国では、「プロベイト」といって、相続時の遺産分割などの手続きには、裁判所の関与が必須となります。完了まで数年かかるうえ、現地の弁護士費用や翻訳代など多額の費用も発生します。



4 海外不動産を夫婦の共有名義で購入したいんだけど・・・

ちょっと待って！

海外不動産を夫婦名義で購入した場合、「ジョイント・テナンシー」と呼ばれます。
たとえば、夫のみが購入資金を支払った場合、購入時点で妻への贈与税が発生します。

そのほか、海外では一般的な「ジョイント・アカウント」という夫婦や親子で開設する口座があります。たとえば、妻のみが入金して口座を開設し、その口座から夫が自分名義の車を購入した場合は、夫への贈与税が発生します。

05.

税研は、国際税務に対応できるの？

できます！



税研には、さまざまな「専門部会」がありますが、その中に「国際部会」という専門チームがあります。日々、取引先の国際分野に対するお問い合わせや、国際税務について知識を深めています。まずは、ご自身の国外財産を把握することから始めて、専門家にご相談ください！

